

必ず確認 最低賃金！



鹿児島県の最低賃金が改正されました。

【鹿児島県最低賃金が平成29年10月1日より時間額737円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	737円	平成29年10月1日

【鹿児島県の特定（産業別）最低賃金は以下のとおり改正されました。】

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額	効力発生日
産業名	時間額(円)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	765円	平成30年1月6日
自動車(新車)小売業	799円	平成29年12月22日

(注)百貨店、総合スーパーの最低賃金額は平成29年度は改正がありませんでした。このため、平成29年10月1日から鹿児島県最低賃金額737円以上の支払いが必要となります。

- ★ 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。
- ★ 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- ★ 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - (3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - (4) 精進動手当、通勤手当、家族手当

★最低賃金に関するお問い合わせ先★

鹿児島労働局 賃金室	099-223-8278	鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385
鹿児島労働基準監督署	099-214-9175	加治木労働基準監督署	0995-63-2035
川内労働基準監督署	0996-22-3225	名瀬労働基準監督署	0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署
<http://kagoshima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>
 【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】

必ず確認 最低賃金！



鹿児島県最低賃金が時間額737円に！！

【鹿児島県最低賃金が平成29年10月1日より時間額737円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	737円	平成29年10月1日

- ★ 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

★最低賃金に関するお問い合わせ先★
 鹿児島労働局 (099-223-8278) ・各労働基準監督署
<http://kagoshima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>
 【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】

必ず確認 最低賃金！

使用者も
労働者も

鹿児島県の最低賃金が改正されました。

【鹿児島県最低賃金が平成29年10月1日より時間額737円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	737円	平成29年10月1日

【鹿児島県の特定（産業別）最低賃金は以下のとおり改正されました。】

特定(産業別)最低賃金 産業名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	765円	平成30年1月6日
自動車(新車)小売業	799円	平成29年12月22日

(注)百貨店、総合スーパーの最低賃金額は平成29年度は改正がありませんでした。このため、平成29年10月1日から鹿児島県最低賃金額737円以上の支払いが必要となります。

- ★ 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。
- ★ 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- ★ 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - (3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - (4) 精皆動手当、通勤手当、家族手当

★最低賃金に関するお問い合わせ先★

鹿児島労働局 賃金室 099-223-8278 鹿屋労働基準監督署 0994-43-3385
 鹿児島労働基準監督署 099-214-9175 加治木労働基準監督署 0995-63-2035
 川内労働基準監督署 0996-22-3225 名瀬労働基準監督署 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署
<http://kagoshima-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>
 【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】

必ず確認 最低賃金！

使用者も
労働者も

鹿児島県最低賃金が時間額737円に！！

【鹿児島県最低賃金が平成29年10月1日より時間額737円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	737円	平成29年10月1日

- ★ 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

★最低賃金に関するお問い合わせ先★
 鹿児島労働局 (099-223-8278) ・各労働基準監督署
<http://kagoshima-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>
 【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】